

旭医大達第39号  
令和4年4月15日

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

### 旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月15日から施行し、改正後の別表1は、</u> <u>令和4年3月25日から適用する。</u>	(略)
別表 1 保険適用外の料金	別表 1 保険適用外の料金
区分	金額
(略)	(略)
処置料等	院内特殊製剤 シルデナフィル腔坐薬25mg ウトロゲスタン腔用カプセル200mg (新設)
(略)	935 361 (新設)
(略)	(略)

【改正理由】

早産予防治療の実施に際して「ウトロゲスタン腫用カプセル  
200mg」の保険適用外使用が高難度医療管理センター（令和4年2  
月18日付け）で承認されたため、所要の改正を行うものである。